

令和5年度第4回筑紫野市総合教育会議

○日 時

令和6年2月29日（木）午後3時29分から午後4時45分

○場 所

筑紫野市役所5階（504会議室）

○出席委員（6名）

市長	平井 一三	教育長	上野 二三夫
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	牛川 由美
教育委員	久原 寛	教育委員	和田 法明

○欠席委員（0名）

○出席説明員（10名）

企画政策部長	宗 貞 繁 昭	健康福祉部長	嘉 村 千 穂
企画政策課長	中 尾 泰 明	教 育 部 長	長 澤 龍 彦
教育政策課長	轟 治 峰	学校教育課長	高 木 美智子
学校給食課長	吉 開 和 子	生涯学習課長	檜 木 理 恵
文化・スポーツ振興課長	松 木 勉	文化財課長	小鹿野 亮

○議 事 日 程

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 協議・調整事項

（1）令和6年度筑紫野市教育振興基本計画（案）について

○教育振興基本計画等について（説明）

○筑紫野市の教育の基本目標について（説明）

4. その他

・事務連絡

5. 閉会

会議録

○教育政策課長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回筑紫野市総合教育会議を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を行います教育政策課長の轟と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしているのが、会議次第、出席者名簿、配席表、それから令和6年度筑紫野市教育振興基本計画（案）となっておりますが、お手元にございますでしょうか。

それでは、本日の出席状況でございますが、市長並びに教育長、6名でございます。それから、市長部局職員が3名でございます。教育委員会事務局職員が7名でございます。合計16名となっております。

それでは、平井市長より御挨拶を賜りたいと思います。平井市長、よろしくお願いいたします。

○市長：皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中に第4回筑紫野市総合教育会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、年の初めから能登半島地震が発生し、被害の状況が報道等で明らかになるにつれて胸を引き裂かれるような心境になっていましたけれども、徐々に支援の手が差し伸べられるようになり、復旧・復興に向けての取組が少しずつ進められるようになりますと、僅かかもしれませんが明るい話題も目にするようになってまいりました。

本市においては、街頭募金活動や石川県へ災害義援金を贈る取組などを実施してまいりましたし、被災地への職員派遣についても順次行っておりますので、引き続きできる限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

さて、私が市長に就任して1年が経過いたしましたけれども、教育関係について振り返ってみますと、市内全小中学校の教職員を対象にしたアンケートを実施して、校長、園長との懇談会を開催し、各小中学校及び山家幼稚園が抱えている問題、課題を明らかにしてまいりました。その上で、今後重点的に取り組むべき教育に係る方向性について、教育委員の皆さんと一緒に協議、調整を重ね、今般、教育施策大綱を含む第七次筑紫野市総合計画策定の運びとなりました。この場をお借りして報告させていただくとともに、教育委員の皆様に対して御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

この第七次筑紫野市総合計画に掲げる七つの政策、28の施策、111の基本事業に基づき、住みたいまち日本一の実現に向け注力してまいりたいと考えております。

その中でも、教育分野の取組は特に重要なものとして位置づけをしておりますし、教育振興基本計画は教育委員会が策定する教育に関する基本的な計画であり、具体的な取組を明らかにする非常に大事な計画としての位置づけとなっておりますので、本日、皆様方と意見交換をさせてい

ただきまして、よりよい計画となりますよう協議、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○教育政策課長：平井市長、ありがとうございました。

それでは早速、協議・調整事項に移りたいと存じますが、ここからの進行は市長にお願いしたいと思います。平井市長、よろしくお願いします。

○市長：それでは、着座にて進めさせていただきます。

まず、（１）の令和６年度筑紫野市教育振興基本計画（案）についての件を提案いたします。

この計画につきましては、例年３月の定例教育委員会で審議、承認されるものと理解しておりますけれども、それに先立ち開催する本日の会議は、この計画の策定段階において、市長と教育委員との間で事前に確認、協議・調整をしておくこととしておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、説明項目が２件ございますので、２件とも続けて説明を受けた後に意見交換に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、教育振興基本計画等について、教育部長は説明をお願いいたします。

○教育部長：皆さん、こんにちは。教育部の長澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、教育振興基本計画（案）の１ページから３ページの１から４までの事項について、概要を説明させていただきます。

まず、１ページの１、教育振興基本計画についてですが、この計画は、教育基本法に基づき、本市の教育の振興のための基本的な計画を定めるものになります。

次に、２、本市の教育の基本理念についてですが、「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立ち、学校、家庭、地域が一体となって、知育、徳育、体育のバランスの取れた教育の充実を進めていくことになります。

次に、３、本市の人権尊重のまちづくりスローガン「自分が人からされたり、言われたりして、いやなことは、自分は人にしない、言わない」についてですが、このスローガンは平成２９年度の総合教育会議にて決議されました。令和６年度においても、全市民に対して人権教育の推進を図り、心豊かな人権感覚の醸成に努めることになります。

２ページになります。

２ページの４、総合計画と教育振興基本計画との関係についてですが、先ほど平井市長のほうからも触れられましたけれども、総合計画と教育施策大綱の関係、そして教育振興基本計画の関係になってまいります。本市の最上位計画であります第七次筑紫野市総合計画は、昨年１２月、第６回市議会定例会において可決いただき、令和６年度を初年度とする令和９年度までの４年間

の計画になります。この総合計画の教育に関する部門の計画を教育施策大綱として位置づけております。

本日、協議・調整を行います教育振興基本計画（案）は、これらの上位計画と整合を図り、毎年、計画策定するものであります。教育の振興に関する基本的な計画となるものでございます。また、3ページには総合計画や教育施策大綱、教育振興基本計画との関係図をつけております。

私からの説明は以上になります。

○市長：分かりました。

それでは引き続き、筑紫野市の教育の基本目標について、所管の課長から順次説明をいただきたいと思います。

課長、どうぞ。

○教育政策課長：それでは、4ページから28ページまでになります。筑紫野市の教育の基本目標となっております。

目標1、子育て支援の推進から目標7の人権尊重のまちづくりまで、第七次筑紫野市総合計画により設定されました各基本事業、めざす姿ごとに現状と課題、それから令和6年度の主な取組等につきまして明記をさせていただいております。それぞれポイントとなりますものについて、所管課長より読み上げ、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長：それでは、4ページになります。

目標1、子育て支援の推進について。

主管課が学校教育課、教育政策課、連携所管課はこども政策課、こども家庭課となっています。

基本事業名は、幼児教育・保育の充実。めざす姿は、安心して保育所等に子どもを預け、働くことや、幼児教育を受けることができるようになっています。

現状として、一つ目、放課後児童クラブの運営上の課題解決に向けた協議をその都度行い、クラブ運営を行っています。三つ目、架け橋期の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが求められています。四つ目、架け橋期の幼児教育・小学校教育は、それぞれの幼稚園・保育所等及び小学校により進められています。

その課題として、二つ目、今後数年間は放課後児童クラブの入所希望人数の増加を見込んでいることから、中長期的な対策を検討し、保育環境や体制整備を図る必要があります。四つ目です。幼保小の連携・協働を進め、それぞれの取組を円滑につなぐための推進体制を検討し、架け橋期の教育を充実させる必要があります。

これに対して、令和6年度主な取組及び具体的な取組についてですが、一つは放課後児童健全育成事業の推進。放課後児童健全育成事業の継続的な運営を支援するとともに、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上を図ります。二つ目ですけど、支援員の処遇改善を行うなど、支援員の

安定確保を図ります。三つ目、入所希望者の増加を見据えた体制整備について広範な検討を行いますとしております。それともう一点、幼保小連携推進のための体制構築、これについては関係各課と事務局体制の検討を行います。そして、幼保小の連携に向けた学習会を開催していきたいと考えています。

この事業は以上になります。

○教育政策課長：続きまして、5ページを御覧ください。

目標2、学校教育の充実でございます。

主管課は教育政策課で、連携所管課は学校教育課、建築課でございます。

基本事業名は、教育環境の整備。めざす姿は、安全で快適に学ぶことができる教育環境が整備されていますでございます。

現状は、三つ目でございます、普通教室への空調整備が完了しておりますということですが、これは設置の誤りでございます。申し訳ございません、訂正をお願いします。空調設置が完了していますということです。五つ目、老朽化が進んでいる学校施設・設備等の改修を行っていますということです。

課題としましては、老朽化した教育施設の計画的な改修の推進や、教室不足などの不具合が生じないよう環境整備を講じる必要がありますということです。

これに対する令和6年度の主な取組としましては、3番目、特別教室等の空調設備（中学校）を推進しますということでございます。それから、その次の4番目、二日市小学校の校舎増改築、二日市東小学校の校舎増築及び長寿命化改良工事の取り組みを進めますとしております。

以上でございます。

○学校教育課長：続いて、6ページです。

基本事業名が教職員の資質向上と働き方改革。主管課は学校教育課、連携所管課は文化・スポーツ振興課としています。めざす姿は、教職員が児童生徒と向き合う時間が十分に確保される働き方になるとともに、資質が向上しています。

現状として、一つ目ですけど、教職員の過酷な勤務実態や教職員志望者の減少が社会問題となっており、学校における働き方改革が求められています。それと、二つ目、教職員不足や教育的ニーズの多様化等によって業務量が増加し、資質向上のための時間や児童生徒と向き合う時間を確保することが難しくなっています。

課題としては、一つ目、教職員不足を解消し、学校人材の安定確保を図る必要があります。それと、二つ目、教職員の業務負担軽減や業務効率化を図る必要があります。

このための主な取組として、一つ目に、教職員不足の解消に向けた取り組みの推進。それから、二つ目の教職員の働き方改革と資質向上の取り組みの推進。これについては具体的に、教員のタ

タブレット整備、校務支援システムの導入や通信環境の整備等に加え、部活動改革やスクールサポートスタッフの活用等の取り組みを推進し、児童生徒と向き合う時間や教材研究、自己研鑽の時間の確保を図っていきたいと考えます。それと、一番最後ですが、中学校部活動の地域移行に向けた取り組みの推進ということで、令和6年度に協議会を設置して、課題の整理や実施方針について検討してまいりたいと考えています。

それでは、次の7ページに移ります。

基本事業名は、確かな学力の育成。主管課は学校教育課です。めざす姿は、学習意欲が向上し、自ら考え、解決する力が育っています。ICT環境が整備され、児童生徒のICTの活用能力が向上していますというものです。

現状として、一つ目、全国学力・学習状況調査では、全国平均を概ね上回る結果となっております。

課題としては、三つ目、授業でのICT機器の活用頻度が全国平均を下回っています。

このため、令和6年度の主な取組として、一つ目、児童・生徒の学力実態に応じた指導方法の工夫・改善に努めてまいります。二つ目、ICTを活用した教育の推進ということで、タブレット端末の効果的な利活用に関する取り組みの推進、それと学校へのICT支援派遣体制を更に強化して、より円滑にICT機器を活用した教育が行えるように支援してまいりたいと考えています。

次に、8ページです。

基本事業名が、豊かな心の育成。主管課は学校教育課です。めざす姿は、人を思いやり、尊重する心が育まれるとともに、自ら考え、正しく判断できる力が養われています。不登校等の課題を抱える児童生徒が適切な支援を受けられるようになっています。

現状として、二つ目ですけど、不登校児童生徒の人数が年々増加していますが、解消・復帰の割合も増加傾向にあります。三つ目、いじめの認知件数が増加傾向にあり、小さいいじめを見逃さない意識が高まっています。

課題としては、二つ目、不登校の要因を分析し、学校内だけではなく、外部の関係機関等とも連携し、組織的に取り組む必要がありますということです。

令和6年度は、一つ目、いじめ・不登校のための組織的・総合的な指導体制の構築として、二つ目のところに書いていますように、研修会の実施、中学校ブロックを基盤とした小中学校、外部機関連携による不登校対策の組織的な取り組みを推進していきたいと考えます。三つ目ですけど、ICTを利活用した在宅学習やフリースクールの利用者に対する評価の実施を行ってまいります。

続いて、9ページです。

基本事業名が、健やかな体の育成。主管課は学校教育課、学校給食課です。めざす姿は、心身ともに健康な体が育っています。

現状として、二つ目、多くの児童生徒が健康に関する基本的な生活習慣が身についています。三つ目、調理場の施設設備及び調理機器等の老朽化が進んでいます。

課題としては、三つ目、調理場の老朽化が進んでいる施設整備及び調理機器等の把握に努め、給食の提供に支障が生じないように、修繕や更新を行う必要がありますということです。

令和6年度の取組として、二つ目ですけど、適切な施設維持管理による安全安心な給食の提供及び食育の推進ということで、調理場の施設設備の改修や調理機器等の修繕・更新を行って、安全で安心な給食の提供により、児童生徒の食育を推進してまいりたいと考えます。

次に、10ページです。

基本事業名が、きめ細やかな教育支援の推進。主管課は学校教育課、連携所管課は生活福祉課、こども家庭課としております。めざす姿は、子どもの特性や状況に応じた教育が受けられるようになっています。

現状として、一つ目、通常学級に特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しています。それから、三つ目、特別支援学級が増加しています。

課題としては、一つ目、特別支援学級に在籍予定の児童生徒への適切な合理的配慮が必要です。二つ目、特別支援学級を担当する教職員の資質向上が必要です。

そこで、令和6年度の主な取組としては、一つ目、個別の教育支援計画・指導計画の充実ということで、作成状況を把握し、内容や実施方法への指導、助言を行ってまいります。特別支援教育に係る授業力量の向上を目指した研修を実施していきます。それから、二つ目で、特別支援教育推進体制の充実。支援員及び担当指導主事を増員し、支援体制を強化します。

続いて、11ページです。

基本事業名が、地域と学校の協働促進。主管課は学校教育課、連携所管課はコミュニティ推進課と生涯学習課です。めざす姿は、地域の人材や学習資源が生かされ、地域の教育力が向上するとともに、地域と共に開かれた学校づくりが進められています。

現状として、一つ目、各学校においては、それぞれの学校の課題や実情に応じた支援部会等を立ち上げ、コミュニティ・スクールとして地域との協働促進に取り組んでいます。二つ目、文部科学省の、学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を市内複数校で推進しています。

課題としては、二つ目、コミュニティ・スクールの活動に協力する保護者や地域住民への周知が十分ではありません。三つ目、地域学校協働活動を見据えた地域コミュニティとの連携や役割の整理などが必要です。

それで、令和6年度の主な取組としては、コミュニティ・スクールの活動の充実及び地域学校

協働活動の推進ということで、新たに配置される地域学校協働活動推進員と連携した事業の推進を行ってまいります。

目標2については以上となります。

○生涯学習課長：目標3、子ども・若者の健全育成。

基本事業名は、子ども・若者の学習機会・体験活動の充実。主管課は生涯学習課。めざす姿は、体験活動、社会参加、世代間交流等の子ども・若者が生まれ、成長する機会が充実しています。

現状といたしましては、地域子ども会やBGレンジャー実施団体に補助金を交付しております。また、市ホームページで子どもの体験活動を紹介しております。

課題といたしましては、子ども会活動に対する意識が変化しておりまして、子どもの体験活動の充実と周知を進める必要がございます。また、BGレンジャーの新規団体の掘り起こしが必要なことが課題となっております。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組といたしましては、子どもが主体となる事業の推進といたしまして、子ども会活動の活性化を図るため、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会の活動を支援してまいります。また、BGレンジャー等の事業の周知や助言、支援を行ってまいります。また、子どもの体験活動に関する情報発信に努めてまいります。

13ページです。

基本事業名は、子ども・若者が自分らしくいられる地域づくり。主管課は生涯学習課、連携所管課はコミュニティ推進課、学校教育課となります。めざす姿は、家庭と学校、地域の連携の下、子ども・若者が安心して集い、悩みを打ち明け、交流できる場がつくられています。

現状といたしましては、地域学校協働活動推進員を配置する取り組みを進めております。また、生涯学習センターでは、青少年プラザやヤングテレフォン相談事業を実施しております。

課題といたしましては、地域学校協働活動推進員の各小中学校への配置を進め、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動を一体的に推進する必要があります。子ども・若者の交流の場や子どもたちが集う場として、青少年プラザをより一層活用するための検討が必要となっております。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組といたしましては、子ども・若者が安全で安心できる活動拠点、居場所づくりの促進と考えております。研修会を適宜実施し、子ども・若者が安全に利用できる場所として青少年プラザを運営してまいります。また、子ども・若者を取り巻く問題の解決として、ヤングテレフォンや国、県が行う子ども・若者の相談窓口の周知も図ってまいります。

次に、14ページです。

基本事業名、子ども・若者が安心して健全に成長できる環境づくり。主管課は生涯学習課、連

携所管課は危機管理課です。めざす姿は、事件や事故に巻き込まれることなく、子ども・若者が健やかに成長しています。

現状といたしましては、青少年指導員、少年補導員を配置し、環境浄化活動を推進しております。

課題といたしましては、SNS等のインターネットを利用した犯罪が増加傾向にあります。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組といたしましては、学校、家庭、地域等と連携した子ども・若者の健全育成及び非行防止活動の推進で、具体的には青少年指導員、少年補導員への継続的な支援、またインターネット関連の犯罪を防ぐための関係機関との情報共有、連携を図り、支援、処置を行ってまいります。

○文化・スポーツ振興課長：続きまして、目標4、スポーツの振興でございます。

まず、基本事業名はスポーツ施設の充実。めざす姿は、スポーツ施設の充実により、スポーツをする環境が整っていますとなっております。主管課は文化・スポーツ振興課、連携所管課は教育政策課、建築課でございます。

現状といたしましては、一つ目として、市内、勤労青少年ホームを含みます公共スポーツ施設と、小学校11校、中学校5校、合計16校の学校体育施設が利用されております。

課題といたしましては、一つ目に、スポーツ施設の計画的な整備・改修や設備の充実を図る必要があるとしております。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組でございますが、一つ目はスポーツ施設・設備の充実ということで、取組といたしましては、計画的な改修工事と保守を実施し、施設を良好な状態に保つための維持管理に努めます。また、スポーツ施設の現状、市民ニーズを把握し、新たな施設の整備に向け検討を行います。

続きまして、16ページでございます。

基本事業名が、スポーツ団体・指導者・ボランティアの育成。めざす姿は、スポーツ・レクリエーションの指導者・ボランティアが養成され、市民や地域のニーズに対応できるようになっています。主管課は文化・スポーツ振興課でございます。

現状といたしましては、一つ目で、生涯スポーツセミナーやスポーツ・レクリエーション講習会を実施し、指導者・ボランティアの養成を行っております。

課題でございますが、二つ目ですが、指導者育成に関する情報を発信するとともに、オンラインによる講座など受講しやすい環境整備に努める必要がございます。また、三つ目ですが、部活動の地域移行を見据えて、指導者の育成を図る必要がございます。

令和6年度の主な取組といたしましては、一つ目、部活動の地域移行を見据えた指導者・ボランティアの育成となっております。取組といたしましては、指導者養成講座を継続して開催する

ほか、オンラインでも受講できるように取り組みます。また、スポーツ団体等と連携し、指導者の育成に取り組んでまいります。

続きまして、17ページでございます。

基本事業名が、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進。めざす姿は、市民の年齢や体力に応じたスポーツをする機会が充実しています。主管課は文化・スポーツ振興課、連携所管課は健康推進課となっております。

現状といたしましては、日常的にスポーツを行っている市民の多くは、スポーツ団体や地域の高齢者クラブなどに所属しております。

これに対する課題でございますが、一つ目、スポーツ団体等に所属をしなければスポーツをする機会が得られにくい傾向があります。

令和6年度の主な取組といたしましては、一つ目ですが、スポーツ普及活動の推進といたしまして、市内小学校でニュースポーツ体験会を開催し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努めます。また、アビスパ福岡と締結をしたフレンドリータウン協定に基づき、観戦イベント、体験型イベントなどを実施いたします。次に、二つ目ですが、体育施設の利用促進といたしまして、土曜日の学校体育施設の一般開放事業をSNSなどで広く周知をすることで、スポーツをする機会の提供に努めたいと考えております。

○生涯学習課長：18ページを御覧ください。

目標5、生涯学習社会の推進です。

基本事業名、学習機会の充実。主管課は生涯学習課。めざす姿は、市内での学習機会が充実し、誰もが参加できるようになっています。

現状につきましては、自治公民館やコミュニティセンターで講座を開催しております。ちくしの高年大学やちくしの文化講座なども実施しております。

課題といたしましては、自治公民館主催講座を実施する地域を増やす必要があります。また、ちくしの高年大学は人材育成としての役割が薄れております。市民ニーズだけでなく、社会の要請に応じた講座の開催や学習機会の提供が求められております。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組につきましては、魅力ある学習機会や情報の提供です。講座の内容を改善し、コミュニティセンターとの連携を引き続き推進してまいります。ちくしの高年大学につきましては、今後の学習内容や学習支援の在り方について協議、検討を進めてまいります。ちくしの文化講座は、デジタルディバイドを解消することに向けて、パソコン、スマホ講座を引き続き開催いたします。

19ページです。

基本事業名、地域で活躍する人材の発掘と育成。主管課は生涯学習課。めざす姿は、地域で活

躍できる人材が育成され、主体的な活動が進んでいます。

現状といたしましては、乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級を開催しております。また、筑紫野市ボランティアバンクの会にボランティアの派遣・紹介事業を委託しております。筑紫野市子ども会育成会連絡協議会へ補助事業を実施しております。

課題といたしましては、共働き世帯が増加し、家庭教育学級等への参加が難しくなっております。ボランティアバンクの会登録者の高齢化が進み、登録更新が減少しております。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組といたしましては、人材育成と地域交流の推進です。家庭教育事業は、学校で学ぶことの意義も踏まえながら、学習方法やより参加しやすい運営手法を検討してまいります。ボランティアバンクの会と共に持続可能な事業手法について検討してまいります。また、リーダーとなる子どもや指導者の育成としまして、市及び市子連ホームページを活用しまして、情報提供や指導者育成を行う市子連活動を支援いたします。

○文化・スポーツ振興課長：続きまして、20ページをお開きください。

基本事業名は、読書活動の推進。めざす姿は、本に触れる機会や読書を通じて学ぶ機会が増加していますとなっております。主管課は文化・スポーツ振興課、連携所管課はコミュニティ推進課、こども政策課、学校教育課、生涯学習課となっております。

現状といたしましては、一つ目、ブックスタートや講座、講演会などの読書イベントを開催し、市民一人ひとりに読書の楽しさを知ってもらうきっかけづくりを提供しています。二つ目、移動図書館車を運行し、図書館から離れた地域に住む人にも読書機会を提供しています。そして、四つ目ですが、令和4年度より電子図書館のサービスを開始しています。

これに対する課題でございますが、一つ目、多様な利用者ニーズに対応した図書館設備の充実と、施設の老朽化対策が必要となっております。また、三つ目ですが、図書館の利用が少ない若年層の利用促進があります。そして、五つ目ですが、学校図書館とのさらなる連携が求められております。そして最後に、読書習慣のきっかけをつくるためのブックスタートの参加率の向上が挙げられております。

令和6年度の主な取組といたしましては、一つ目ですが、図書館における読書環境の整備と図書資料の充実を挙げております。取組といたしましては、計画的な設備更新による施設の機能改善・維持に努めます。また、電子図書館サービスの周知を図り、利用の促進に努めます。

次の21ページを御覧ください。

令和6年度の主な取組として、子どもの読書活動の推進を挙げております。主な取組といたしましては、学校図書コーディネーターと連携した小中学校向け読書活動推進事業や、学校図書司書研修会を実施し、学校図書館の支援に努めます。また、乳幼児期の親子を対象としたブックスタートをはじめ、おはなし会やお楽しみ会などの子ども向け読書イベントを開催し、子どもたち

が本にふれあう機会を提供いたします。そして最後に、放課後児童クラブ、放課後デイサービス等で団体貸出サービスが一層活用されるよう、周知に努めてまいります。

この事業は以上でございます。

○生涯学習課長：22ページを御覧ください。

基本事業名、生涯学習施設の利用促進。主管課は生涯学習課、連携所管課は建築課。めざす姿は、安全で快適に学ぶことができる施設となっています。

現状といたしましては、生涯学習センター、竜岩自然の家の維持管理業務及び整備・補修を実施しております。公共施設予約システムにより、社会教育施設の予約管理を行っております。

課題といたしましては、生涯学習センター及び竜岩自然の家は施設の老朽化が進んでおりまして、優先度に応じた対応を行っていく必要があります。

令和6年度の主な取組及び具体的な取組につきましては、安全・安心な学習施設の整備促進、老朽化した機械設備等の計画的な更新、学習施設の効果的な管理・運営に取り組んでまいります。

○文化財課長：次に、23ページを御覧ください。

目標6、歴史の継承と文化の振興でございます。

基本事業名は、文化財の保護・利活用の推進。めざす姿は、史跡等の文化財が適切に保護され、触れることができるよう整備されていますでございます。主管課は文化財課です。

まず、現状と課題についてまとめて御説明をいたします。

現在、筑紫野市内には指定文化財が40件ございます。そのほかにも保護を要する文化財が廃棄、散逸の危機にある一方で、開発事業等との文化財保護の調整に努めています。このため、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず文化遺産として広く捉え、総合的な文化財保護を講じていくことや、地域にある文化財の把握が課題となっています。

また、五郎山古墳につきましては、平成28年度から令和元年度にかけて再整備を行い活用されていますが、さらに活用されるよう認知度を高める事業展開が求められています。宝満山につきましては、令和元年度に保存活用計画を策定したところでございますが、太宰府市と連携した史跡の保存活用の推進が必要となっています。阿志岐山城跡につきましては、平成23年度に国史跡の指定を受けており、保存活用計画を策定する必要がございます。

令和6年度の主な取組としましては、文化財指定の推進によるその保護と継承につきまして、前畑遺跡をはじめ地域に存在する未指定文化財の把握と指定に努めます。また、文化財の保護とその公開、開発行為等に伴う文化財の保護につきましては、引き続き適切な保護措置を講じてまいります。さらに、計画的な文化財の整備と活用の推進につきましては、五郎山古墳はさらに活用されるよう認知度を高める事業、また宝満山は、保存活用計画に基づき保存活用事業の推進を行います。阿志岐山城跡は、保存活用計画策定を進めるとともに豪雨による災害復旧工事を実施

いたします。また、市内に存在する文化財については計画的に解説板等の設置・改修などを行い、その幅広い利活用に取り組みます。

次に、25ページでございます。

基本事業名は、歴史学習の機会提供。めざす姿は、博物館等での学習機会の充実により、市や地域の歴史と文化を学ぶことができるようになっていきます。主管課は文化財課、連携所管課はコミュニティ推進課、学校教育課、生涯学習課でございます。

まず、現状と課題につきまして、これまでも歴史博物館での企画展示会や各種歴史講座、刊行物の発行を行い、本市の歴史や文化についての学習機会を提供し、学校やコミュニティセンター事業等への職員の派遣や資料の貸出し等の学習支援を行うとともに、郷土の歴史資料等の保存、収集に努めてまいりました。一方で、地域住民が地域の歴史や文化を学ぶ機会のさらなる充実を図る必要が生じています。また、小中学校並びに高等学校等の授業等において博物館の活用ニーズが高まっていることから、学習支援の在り方についてさらに工夫をしていく必要が生じていることや、コロナ禍を経て、博物館における体験学習等の従来の学習支援はもとより、新たな歴史学習の機会提供が求められております。

このことにより、令和6年度の主な取組といたしましては、学習支援の充実を図るために、歴史博物館における郷土の歴史や文化に関する企画展示会、各種歴史講座を実施するとともに、令和2年度から取り組んでおります博物館資料のパッケージ化により、学校や地域への歴史学習の場への資料の貸出しをさらに充実化し、博物館へ来館できない方に対する取組も推進してまいります。また、学校や地域への職員派遣、SNS等を利用した歴史学習の機会提供、歴史文化に関する団体やボランティアの育成、支援等にも努めてまいります。

以上でございます。

○文化・スポーツ振興課長：続きまして、26ページを御覧ください。

基本事業名は、芸術文化活動の推進。めざす姿は、文化・芸術の実践、鑑賞等を通じて、豊かな感性が育まれています。主管課は文化・スポーツ振興課、連携所管課はコミュニティ推進課、こども政策課、学校教育課、生涯学習課でございます。

現状といたしましては、一つ目、文化会館を拠点とし、多方面にわたる文化事業が展開をされています。

課題でございますが、二つ目、ちくしの人形劇まつりの充実を図る必要があります。また、三つ目ですが、文化会館の設備の充実やバリアフリー化、老朽化対策が必要となっております。

令和6年度の主な取組といたしましては、二つ目ですが、人形劇のあるまちの推進として、ちくしの人形劇まつりの充実を目指してまいります。次に、三つ目ですが、文化会館を拠点とした文化・芸術活動の推進として、文化会館の計画的な施設改修や長寿命化対策に努めてまいります。

26ページは以上でございます。

○教育政策課長：次に、27ページでございます。

目標7、人権尊重のまちづくりについてです。

基本事業名は、人権教育及び啓発の促進。めざす姿は、誰もが他者の人権を尊重できるようになっています。主管課は教育政策課、連携所管課は人権政策・男女共同参画課、学校教育課、生涯学習課でございます。

現状としましては、一つ目、市民懇談会において同和問題が取り上げられる機会が減少しています。五つ目、LGBTやインターネット上の人権侵害など、新たな人権課題が表出しています。

課題につきましては、一つ目、今なお続いている部落差別の現状を踏まえ、同和問題を希薄化させず、中心に据えた市民懇談会の充実を図る必要があります。五つ目、LGBTやインターネット上の人権侵害など、新たな人権課題に対する啓発等の取り組みの強化が必要です。

これに対する令和6年度の主な取組についてですが、人権・同和教育の推進ということで、社会科学習カリキュラムを活用した授業を全小中学校で実施することや、学校における差別事象の発生防止に努め、適切な対処を行うこととしております。

28ページを御覧ください。

二つ目、同和問題をはじめとする様々な人権問題や新たな人権課題をテーマにした市民懇談会及び機関・団体研修を実施します。四つ目、新たな人権課題を含む様々な人権問題の解決に向けた人権・同和問題啓発冊子を発行し、その活用促進を図ります。六つ目、一番下の部分です、地域における人権尊重のまちづくりを推進する人材の育成に向け、人権尊重のまちづくりサポーター養成講座の内容の充実を図りますとしております。

4ページからの教育の基本目標の説明につきましては以上となります。

○市長：ありがとうございました。

ただいま、教育部長、所管課長からそれぞれ市の教育振興基本計画（案）について説明がございました。内容については、現状、課題、それから主な取組について抜粋で説明をいただきましたけれども、その他も含めて、皆様方から質問あるいは御意見等がありましたらこれから受けたいと思いますが、どなたかございますか。

どうぞ、潮見委員。

○潮見教育委員：今回の教育振興基本計画には、予算などとても厳しい中でも一生懸命、各事業に取り組んでくださっている各所管課の皆さんの姿が見えると思います。ありがとうございます。

一つお尋ねしたいのですが、この中に連携所管課というのが幾つか、こども家庭課とかコミュニティ推進課とかいろいろ連携が必要な課が書いてあります。その連携の在り方というか、仕方

というか、やり方というか、どういうふうな連携を考えているのでしょうか。

○市長：課長、いいですか。

○教育政策課長：この連携につきましては幾つかございますけれども、日常的な連携もございまして、何か事象が発生した場合、それから事象が発生しそうな場合に未然に防止するために連携を図って取組をやっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市長：潮見委員、どうですか、よろしいですか。

○潮見教育委員：先ほど私たちは、この会議の前に社会教育委員さんとの懇談会を持ちまして、その中でもお話が出ましたけれども、教育というのは、全庁的に取り組まなければいけないことではないかと。教育委員会だけが取り組んで済むことじゃない、全庁的に理解していただいて、情報を共有しながら進めていく必要があるというまとめが出ました。それを踏まえても、軽くではないとは思いますが、いろんな情報を共有するとか、随時いろんな事案が発生したときに対処していくということは大事なことでないかなと考えます。

以上です。

○市長：意見でよろしいですか。何か回答は。

○潮見教育委員：意見です。

○市長：意見ですね。今のような意見がございましたので、所管においては十分検討していただくようお願いしたいと思います。

○教育政策課長：貴重な御意見として受け止めておきます。ありがとうございます。

○潮見教育委員：こちらこそ、お願いします。

○市長：潮見委員、いいですか。

○潮見教育委員：はい。

○市長：ほかにございますか。

どうぞ。

○久原教育委員：今の潮見委員の言われたこととも関連が深いのですが、この基本計画の最初のほうの2ページに第七次の総合計画が出ています。ここに出ているのは、全庁のいろいろな活動の基本になる部分だろうと思います。

それぞれに方向性があると思いますが、教育委員会は「まちづくりは人づくり」という部分を随分前から言っていて、人づくりが教育の基本であるということを言ってきましたが、この第七次総合計画、それぞれ行政の中にあるいろいろな課の方々が、人材育成、教育の部分を担っている部分がたくさんあると思います。例えば、健康推進課が健康づくりサポーターを養成して福祉サロンに活用されるという事業がありました。あるいは危機管理課が防災講座などをしながら

防災士を育てていたり、あるいは環境課がごみ問題、減量を考えて環境士を育てられたり、そのほかにも例えば選管が明るい選挙の政治学級をやったりとか、いろいろな形で人づくりに関わることをされていると思います。そういったところが、先ほど潮見委員が言われた連携も含めて、人づくりをこの筑紫野市行政全体で取り組んでいけないかなというふうに思っているところです。

ですから、この教育施策大綱の中にも、例えば19ページに、地域で活躍する人材の発掘と育成という中に現状と課題等が幾つか出ていますけれども、ボランティアの会であるとか子ども育成連絡協議会であるとか、あるいは家庭教育学級の部分しかないですね。先ほど言いました、それぞれの課にも人材育成の方策といいますか、大綱があると思うんですよ。その辺も含めた形で、これだけじゃなくてもっと広げていって、市全体で人を育てるシステムが構築できないかというふうに思っているところです。

○市長：今の件につきまして答弁できますか。部長、どうぞ。

○教育部長：久原委員から大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

1ページにも教育の基本理念ということで、「まちづくりは人づくりから」といったところで、これを基本的な考えで続けております。そして、その中で学校、家庭、地域が一体となって、そして知育、徳育、体育のバランスの取れた教育を進めていくんだということで、これを進めるに当たっては、どうしても人材というのが重要になってくると思っております。

その人材というのは、地域コミュニティの力を借りながら、連携を図りながら人材をつくっていく事業もありますし、それぞれの庁内の所管で、今、久原委員が言われましたように、人材育成に取り組んでいるものがございますので、庁内でまずは横串を通して、それぞれの所管課が連携して協議しながら進めていく場づくりを、先ず、行いまして、そしてその中でどういうふうにやっていこうかといった素案をつくって、それから今度は具体的な内容に基づいてそれぞれの課が連携し合いながら進めていくということになろうかと思います。そういったところをしっかりと意識しながら今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○市長：ほかにございますか。

○久原教育委員：ぜひともお願いしたいと思います。

実は教育委員会には、この基本計画に基づいて17項目にわたってこういうことをやってほしいなというのを私自身としては出しています。例えばICT教育の中で使われているタブレットを家庭学習で使えないとか、あるいはスポーツの関係でも、スポーツ推進計画をつくって、もっと計画的に進められないとか17項目にわたってお願いしている部分ですので、その辺は検討していただけたと思いますが、全体として一番大きな問題と思っているのは、地域学校協働活動と部活動の地域移行の問題がこれからの大きな課題かなというふうに思っています。

ここに出てくるのは、推進員さんとか地域でのボランティアとかいろんな部分での、先ほど言いました人づくりとの関連が非常に大きいので、ぜひともその辺、コミュニティ推進課などの管理者との話がありましょうし、文化・スポーツ振興課と学校教育課の教育委員会内部での連携もありましょうし、そういうところを具体的に、あるいは民間の体育協会であるとか、あるいは民間の商業スポーツのアビスパとか、いろんな部分も含めた形での討議も出てきましようから、この市役所内部だけではできない部分も含めて検討が進んでいけたらもっといいかなというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○教育部長：ありがとうございました。

○市長：何かありますか。いいですか。

○教育部長：教育振興基本計画のほうでそれぞれの所管課は、今、久原委員が言われました地域学校協働活動の推進であったり部活動の地域移行、これを進めるに当たっても、どうしても地域の力を借りながらやっていく必要があります。そして、よりよい人材の方に協力していただいて進めていく必要がありますので、そういった視点で取り組んでいくように、教育部、それと関係課が連携してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○市長：今いろいろ意見が出ましたように、教育部門だけじゃなくて全庁的な取組ということが大切になってこようと思いますけど、そういう観点から、市長部局のほうの企画政策部の宗貞部長、何かお考えがあればお願いしたいと思います。

○企画政策部長：本当に重要な点だと思います。特に私たちが聞くのは、例えばコミュニティづくりの中でコミュニティ運営協議会が各地区にありますけど、そこでも人材不足だということを聞きます。であれば、じゃあ集めればいいのかというと、どうしてもコミュニティへ仕事が振られることによってコミュニティの仕事がだんだん大きくなって、手が回らない、人がいないということは容易に想像がつくので。いっぱい人が集まって、その中からみんなで協力してやっていこうというところが一番理想的な形かなと思いますけれども、そのためにじゃあどうしたらいいのかというのは、コミュニティの地域の方とも話しながらやっていく必要があろうかと思いますので、市だけじゃなくて地域とも交流しながら、協議をしながら、こういうふうによったら人が集まるよねとか、そういう論議ができたらいいなと思っています。

まず、地域というのはコミュニティ運営協議会を中心に動いていますので、その辺との連携を深めていければなというふうに考えております。

以上です。

○市長：ありがとうございました。

久原委員、何か今の件についてありますか。

○久原教育委員：ぜひとも進めていただきたいと思うのは、その辺の大事さをまずPRしていただいて、そして、そこに関わる人たちのお互いの思いをぶつけ合う会を持ちながら、今度はそこで出てきたいろんな課題を解決する組織づくり、協議会なり、あるいは推進する推進員さんなり、あるいはそこを具体的に進めるシステムをどうつくるかも含めて構築していただけるともっとよくなるかなと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○市長：分かりました。

久原委員からはほかに何かありますか。よろしいですか。

○久原教育委員：大丈夫です。はい。

○市長：では、ほかの委員さんから何か御意見ありましたら。

どうぞ。

○牛川教育委員：2点ほど。

先ほどの、人材がどうしても不足しているという点ですけれども、恐らく地域学校協働活動を本格的に進める、また部活動地域移行をするという点において、大きく人材が必要になってくると思います。新たに発掘することも非常に大事だと思うんですが、今の時点で既に地域で活躍されている方をどうつなぎ止めていくかというのも非常に大事な点かなと思います。たくさん来てもすぐいなくなってくる、人材が定着しないとなかなか根づかないところがあるので、長くいてもらってる方は、今度は指導者を指導していく立場になっていただく必要もあるかと思うので、そういった点で、今いてくださっている、地域で活躍している市民の方、もしくはスポーツにたけている方にどう残っていただくかということも非常に大事な点かなと思います。

あともう一つ、地域での活動というところで、この教育振興基本計画には載らなかった部分かなと思うんですが、地域の施設、学校であったりコミュニティセンターであったり、有事の際には子どもも含めて地域住民の方が避難されることがあると思います。実際に避難した先でどう生活すればいいのかということです。

地域における防災活動に果たして本当に地域の人に参加しているのか。子どもたちがいざ自分の学校に避難したときに、どうやってそこで生活していけばいいのかということで、大人が大人のための防災活動、取組はしているんですけれども、子どもの教育の一環として、また地域活動の一環として、そういったことをどこかで取り組めないかなと思っています。

○市長：まず、長澤部長のほうに教育の分野から答弁願います。

○教育部長：まず、地域で現在活躍しておられる方に、その方たちが継続してずっと長くやっていける方法という御意見だと思うんですけれども、先ずは、今現在、そういう方というのはボランティア意識を持ってやっただけという方がほとんどでありまして、どうしても長く続けていくには今後の支援の在り方というのを検討していく必要があるのかなといったところで

考えております。

現在、スポーツ推進計画を今年度策定するようにしておりまして、その中で市民アンケート等も取るようにしております。そういう中で、今の視点も踏まえながら計画の中で議論して、そしてどういうふうにやれば、長く継続してやっていっていただけるのかといった部分も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○市長：防災活動に関する教育に絡むところで何かあれば。

どうぞ。

○生涯学習課長：生涯学習課長の檜木でございます。

子ども向けの防災活動といいますか、防災訓練などができているのかというようなところの視点だろうというふうに解釈してお答えさせていただきますが、現在もコミュニティや行政区でそれぞれに防災や災害時の訓練は行っておりますけれども、二日市東コミュニティであれば防災キャンプという形で、子どもも参加した形での活動なども行われております。現時点で全ての地域でそれが行われているかというところはまだ把握ができておりませんので、今後、地域学校協働活動の中でいろいろな事例を収集していったり、取組を進める中で把握していきたいと考えております。

ほかの市の事例として、子どもたちも一緒に学校で防災訓練を行うような取組をされているような事例もございますので、今後、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールとの一体的な活動の中で、そういった取組にも取り組んでいけるような連携など進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○市長：宗貞部長、何かありますか。

○企画政策部長：子どものということであれば、学校の中で年3回ほど防災訓練をやっているのではないかなと思います。地震であるとか大雨であるとかですね。あともう一つは、地域のほうで、例えば大雨が降れば避難所としてコミュニティセンターを開けてというようなところもありますけれども、そういうふうなコミュニティでの訓練、それから、各行政区ごとに自主防災組織が組織されていますので、自主防災組織の訓練を促すために、例えば市の機関のほうから出前講座とかをやって、そういうふうな防災訓練をやりましょうよという投げかけもやっております。そういう中で、できるだけ隣近所の助け合いの中で、まずは自分の命を守る、それが難しいときには隣近所で守る、まさに行政区単位での自主防災組織あたりの動きが重要かなと思っております。その辺に子どもたちも含めて参加していただけるような取組が重要になってくるかなと思いますので、周知していきたいと考えております。

○市長：今の件で、牛川委員から何かありますか。

○牛川教育委員：個々に行われている防災活動は既にあると思うんですが、それがうまく地域との連携を図ることで、地域で子どもたちが生きる力を育むということが教育につながればなというふうに思います。難しいことではあると思いますが、防災は防災で、教育は教育でと分けるのではなくて、教育機関である学校に避難するということも一つ大きな理由になっていると思うんですけれども、防災のことは、学校に行っている間に端的な有事が起きたら逃げることはできても、大きな災害が起きたときに果たして子どもたちを含めて住民が対応できるのだろうかというところで、生涯学習も含めて教育の一環に当たるのではないかと考えています。その辺り、うまく他部署との連携も取っていただけたら、住民が安心して暮らせるまちになるのではないかなというふうに考えました。

以上です。

○市長：意見でいいですか。

○牛川教育委員：はい、意見です。

○市長：ありがとうございます。

ほかに牛川委員からはよろしいですか。

○牛川教育委員：はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○市長：どうぞ。

○和田教育委員：失礼いたします。

私は、基本計画の10ページに関わることかと思います。10ページのきめ細やかな教育支援の推進というところに関わるのではないかと思います。今年4月1日より障害者差別解消法が改正になりまして、合理的配慮の提供が義務づけられたということでございます。つまり、障がいがある人、ない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共生、共に生きることができる社会を実現することというのが国の方針で改正されたと聞いております。これが4月1日から合理的な配慮の提供というのが義務づけられておりますので、学校の教育現場等では、いろいろな障がいを持っている方ももちろん学校にお越しになるかと思っておりますので、いろいろなところでの、共にきめ細かな教育が受けられるところ、そこを詳しく聞きたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長：課長からでもいいですか。高木課長。

○学校教育課長：合理的配慮は、学校の中で障がいのある児童生徒が学校教育を受ける上で生じる障壁をなくすために必要な変更とか調整をする、それが特定の場面に、個別に配慮がされていかなければいけないと思います。学校がそれを一方的に提供するというものではなくて、本人とか保護者とか、そういう意思を尊重した上で、どういった配慮をしていけば同じ教育が受けられる

だろうかというところを大切にしていかなければいけないと思います。障がいがあるからこの活動は難しいというふうにするのではなくて、どういう配慮があったら同じことができるかとか、本来の能力を発揮することができるかという発想に基づいて、支援の方法をそれぞれ考えていくという、そういうところは個別の支援計画、指導計画を作成していく中で、子どもの願い、親の願い、そういったところを併せて考えながら配慮していかなければいけないというふうに思っています。

そこはそれぞれの先生方の力量も上げていかなければならないので、指導主事を増員して、その研修に本来もっと力を入れたいというところだったので、そこに6年度はもうちょっと力を入れてやっていきたいなというふうに考えています。具体的には、周りの視線や音が気になって集中できないというときはパーティションを設置したりとか、スケジュールの見通しが立たないとなかなか不安が強いという場合は、どういうふうに授業を進めていきますよという工程を目に見える形で出してあげたりとか、そういったような取組が具体的には今も取り組まれています。

以上です。

○市長：轟課長。

○教育政策課長：あわせて、施設整備という視点からの現在の取り組みについて御説明させていただきます。

要配慮児童生徒の入学情報を事前に収集することによりまして、可能な限り学校施設で不自由のないようにバリアフリー化とか、例えば目に見えて分かりやすいのはエレベーターの設置とか、そういった形で、費用はかかりますけれど、取組をさせていただいているところでございます。

それから、長寿命化改修工事等に併せまして、より使いやすいユニバーサルデザイン、そういったところの取組もこれから随時やっていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○市長：和田委員、何かありますか。

○和田教育委員：本当にそういうことで配慮していただければ助かりますし、それから発達障がいがあって黒板の板書とかが取れない方が出たときには、写真を撮って後からゆっくり板書できるようにするとか、そういうことは可能なのでしょうか。

○学校教育課長：はい。そうですね。個別にいろんな取組が。どうやったら一緒にできるかなという方法を考えていく必要があるかなと思っております。

○和田教育委員：ありがとうございます。

あと、エレベーターは小規模校、大規模校、関係なく必要なのかなと。学校内どこへでも行けるのが大切なのかなというふうに思いますので、その設備も必要なのかなと思っています。

以上です。

○市長：以上でいいですか。

○和田教育委員：大丈夫でございます。

○市長：今4人の委員さんからいろいろな御意見が出ましたけど、ほかに何かございましたら出していただければと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

○（特になし）

○市長：ほかにないようでございますので、本日の会議におきます協議・調整事項についてはこれで終了ということにさせていただきたいと思います。

本当に内容の濃いいろいろな意見をいただきまして、協議・調整ができたかなと思っておりますので、今日の会議の内容を踏まえて、これからまた内容の濃い政策につなげていっていただきたいと思っております。

先ほどのいろいろな御意見の中で、これからはこの筑紫野市の全庁的な取組がなければうまくいきませんし、地域とのいろいろな協働というか、地域とも一緒にやっていただいて子どもの教育につなげていくというふうな取組も非常に重要になってくるというふうに、今のお話をお聞きして感じております。

これを実現していくためには、所管あるいは関係者の協力も大変重要でありますし、また教育委員さんのこれからのいろいろな御協力あるいは御意見をいただきながらしっかり進めていける、そのような体制につなげていただければなというふうに感じたところでありますので、今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは司会をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○教育政策課長：平井市長、ありがとうございました。

それでは、その他の事項に移らせていただきます。

まず、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

○（特になし）

○教育政策課長：事務局から何かございましたらお願いいたします。

○教育部長：私のほうから1件報告をさせていただきます。

前回の総合教育会議におきまして、二日市小学校の校舎増築事業と二日市東小学校の校舎増築及び長寿命化改良事業について協議・調整をさせていただいたところでございます。この会議で協議・調整をさせていただいた事項につきましては、その後の市の庁議に提案し、諮りまして、現在、庁議のほうでも決定をしたということになっておりますので、今後につきましては、今回、27日から開催されております市議会のほうに、この件の報告、説明等をさせていただく予定にしております。

以上でございます。

○教育政策課長：ありがとうございました。

そのほかにございましたらお願いします。

○（特になし）

○教育政策課長：ないようでございますので、最後に私のほうから事務連絡でございます。

令和5年度の総合教育会議につきましては今回をもちまして終了となります。令和6年度の開催につきましては現時点では未定となっておりますので、また開催の運びとなった場合には、別途御連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、長時間になりましたけれども、これをもちまして令和5年度第4回筑紫野市総合教育会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。